

くるめ移住応援補助金

申　請　の　し　お　り

対　象　者

久留米市外に１年以上居住した方が、市内で購入した住宅に転入した場合、移住応援補助金を交付します。住宅は新築・中古・戸建て・マンションを問いません。

補　助　額

最大 100 万円（基本額5万円 ＋ 加算額最大 95 万円）
ただし、小郡市・大川市・うきは市・大刀洗町・大木町からの転入は、基本額のみ

申請期間

基準日から1年を経過する日まで
基準日・・・購入した住宅の所有権登記を行った日又は、その住宅に住民登録をした日のいずれか遅い日

（1）対象要件

次の対象者のいずれかに該当し、かつ、対象要件すべてを満たした方が対象になります。

対　象　者

1. 直接移住者
 令和8年10月1日以降に、市内に自分が住むための住宅を購入する契約を結び、市外から直接、その住宅に転入した人

2. ステップ移住者
 久留米市内の賃貸住宅等に転入後、2年以内かつ、令和8年10月1日以降に、市内に自分が住むための住宅を購入する契約を結び、契約から原則1年以内にその住宅に市内転居した人

3. 仮住まい移住者
 久留米市への転入前かつ、令和8年10月1日以降に自分が住むための住宅を購入する契約を結び、竣工までの期間を市内の賃貸住宅等で仮住まい後、購入した住宅へ市内転居した人

対 象 要 件

- 購入した住宅の所有権登記をしていること
- 久留米市への転入直前、連続して1年間以上久留米市外に住民登録があったこと
- 3年以上久留米市に定住する意思があること
- 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、及び協力する意思があること
- 本市の市税等の滞納がないこと
- 暴力団員でない方、暴力団員及び暴力団と密接な関係がないこと

注 意 事 項

- 住宅については、戸建て・マンション、新築・中古は問いません。
- 申請できるのは建物の「所有者」です。
 （共同で住宅を所有する場合は、代表者 1 名のみ）
- 移住（転入）した日は、住民票上の「住民となった年月日」とします。
- 購入した住宅に住民登録（市内転居）した日は、住民票上の「住所を定めた年月日」とします。

（2）補助金交付額

基本額と加算額の合計が**最大100万円**となります。

基本額	**5万円**

下記の条件に該当する場合、補助金を**最大95万円まで**加算します。
但し、小郡市・大川市・うきは市・大刀洗町・大木町から転入された方は基本額のみとなります。

加算額の合計	**最大95万円**

A. 中学生以下の子どもと同居している又は出産予定がある世帯	
加算額	**＋ 20 万円（対象者1人につき）**
条件	基準日時点で中学生以下の子ども又は妊娠中の方と同居していること ※同一住宅に居住する別世帯も対象となります。 ※妊娠中の場合、親子（母子）健康手帳で確認します。
対象例	申請者夫婦と小学生2名で転入（2人×20万円の加算）
B. 福岡都市圏からの転入世帯	
加算額	**＋ 25万円**
条件	転入前住所が【福岡都市圏】に該当していること 【福岡都市圏】 福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市・古賀市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町・宗像市・福津市・糸島市
C. 久留米市出身者が含まれる世帯	
加算額	**＋ 10万円**
条件	基準日時点で申請者又は同居人が下記いずれかに該当していること ▪ 18歳になる年度の末日までの期間に連続して3年以上、本市に住民登録があること ▪ 本市内の大学又は高等専門学校を卒業していること

(3) 必要書類

▼共通要件書類		
提　出　書　類		備　　考
①	申請書	
②	誓約書 ※申請者本人の自署	自治会情報記載欄について ▼加入済みの方 ご近所やお住まいの校区コミュニティセンターにお問い合わせください。 ▼未加入の方 地域のルール等確認のため、二次元コードからお問い合わせの上、加入についてもご検討ください。
③	請求書	申請者名義の口座をご記入ください。
④	工事請負契約書又は物件の売買契約書の写し	契約者氏名、物件の所在地、契約年月日、請負業者又は売主の記名と押印および工期や引渡し年月日等の記載があるページの写しをご提出ください。
⑤	申請者の属する世帯の構成員全員の久留米市住民票の写し	取得日から3ヶ月以内のもの。続柄の記載が必要です。 コンビニエンスストア、市民課、市民センター、総合支所市民福祉課で取得できます。
⑥	申請者の住民票の除票又は戸籍の附票の写し	取得日から3ヶ月以内のもの。申請者が転入前 1 年以上久留米市以外に住所を有していたことを確認する書類です。除票は前住所地の役所、附票は本籍地の役所で取得できます。郵送での取得も可能です。 前住所地の住民票では受け付けられませんのでご注意ください。久留米市に本籍地を移した場合は除票をご提出ください。
⑦	申請者の久留米市税滞納なし証明の写し	取得日から3ヶ月以内のもの。転入日より発行が可能です。 本庁 B1 階の税収納推進課、市民センター、総合支所市民福祉課で取得できます。郵送での取得も可能です。
⑧	アンケート	

<table>
<tr><td colspan="3">▼加算要件書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">▪ 出産予定がある世帯（加算条件 A 該当者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">提　出　書　類</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>親子（母子）健康手帳の写し</td><td>親子（母子）健康手帳の交付年月日及び番号、保護者の氏名が記載されたページ。
基準日以降に手帳を交付された場合は、出産予定日がわかるページもご提出ください。詳しくは7ページの Q4をご覧ください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">▪ 久留米市出身者が含まれる世帯（加算条件 C 該当者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">提　出　書　類</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑩</td><td>（a）
申請者又はその同居者のうち、久留米市出身者の久留米市住民票の除票又は戸籍の附票の写し</td><td>（a）
申請者又はその同居者が、18 歳になる年度の末日までに連続して3年以上久留米市に住民登録があることを確認する書類です。
2014年6月20日以降に除票（転出など）となった場合は、久留米市の住民票の除票の取得が可能です。2014年6月19日以前に除票（転出など）となった場合は、戸籍の附票をご取得ください。</td></tr>
<tr><td>（b）
申請者又はその同居人のうち、久留米市内の大学又は高等専門学校の卒業者の卒業証書の写し</td><td>久留米市と事業協力に関する連携協定を締結している高等教育機関（久留米大学・久留米工業大学・聖マリア学院大学・久留米信愛短期大学・久留米工業専門学校）が対象です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記（a）（b）のうち、いずれか1つ</td></tr>
</table>

（4）書類提出期限

基準日から1年以内

（5）審査結果

提出された申請書類の審査を行い、申請後1ヵ月を目途に交付の可否の通知をします。

(6) 申請から交付までの流れ

申請書の提出	必要書類を添えて、久留米市移住定住促進センター窓口持参又は郵送 にて申請書を提出してください。 申請書様式は、市の移住定住支援サイト「くるめのくらし」でダウンロードするか、移住定住促進センターまでご請求ください。

↓

交付決定通知	提出された申請書類の審査を行い、申請後1ヵ月を目途に交付の可否の通知(審査結果の通知)を行います。

↓

補助金の交付	交付決定後、約1ヵ月を目途に指定の口座にお振込みします。

(7) お問い合わせ・申請先

久留米市移住定住促進センター(久留米市総合政策部広報戦略課内)

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市役所9階
TEL ： 0120-888-748(フリーダイヤル)／0942-30-9228
FAX ： 0942-30-9703
E-Mail ： teiju@city.kurume.lg.jp

[受付時間] 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8時30分から17時15分まで

- 市民課、総合支所、市民センターでは、本申請の受付は行っておりません。
- 個人情報を含みますので、申請書等を郵送する場合は簡易書留での送付をお勧めします。



よくあるご質問

Q1．記入を間違えた場合はどうしたらよいですか。

A．修正する箇所に二重線を引いてください。
ただし、請求書は訂正できません。新しい用紙にご記入ください。

Q2．加算条件の全てに該当しますが、加算に必要な書類は全て必要ですか。

A．全て必要です。
ただし、加算額が最大95万円となっているため、超過する分の加算証明書類は、省略していただいて構いません。

Q3．転校手続きの関係で、申請者本人だけが先に転入し、妻と小学生の子どもが1か月後に転入します。基準日時点では同居していませんが、中学生以下の子どもと同居の対象になりませんか？

A．対象となります。原則、基準日時点での加算対象要件となりますが、義務教育期間中のお子さんについては、学校の転校手続き等があるため、例外的に対象としております。転入されてから住民票を取得し、申請をお願いします。

Q4．転入後すぐに妊娠がわかり、親子（母子）健康手帳をもらいました。手帳の日付が基準日より後なのですが、出産予定の対象になりますか？

A．出産予定日から逆算して、基準日が42週0日以内であれば対象となります。
親子（母子）健康手帳や妊娠届出書の、出産予定日がわかるページをコピーしてご提出ください。

Q5．諸事情により、申請者本人だけが先に転入し、久留米市出身者（同居人）が1か月後に転入します。基準日時点では同居していませんが、久留米市出身者と同居の対象になりませんか？

A．対象となりません。基準日時点での加算対象要件となります。